平成２４年（フ）第２６１７号
神奈川県藤沢市大鋸1035番地の１　第３フラワーハイツ202
債務者　門田　　清
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５３号
横浜市戸塚区平戸町5442番地１　アールケープラザ東戸塚Ⅱ505号
債務者　古賀　末男
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０３号
横浜市南区高根町３丁目17番地28　マークス横濱阪東橋904
債務者　山神　一美
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２１号
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３―1206号
債務者　江口美知子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７７号
横浜市中区千代崎町４丁目91番地　ジェイラム本牧205号室
債務者　飯田　和代（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
横浜市金沢区寺前１丁目13番40号　第１ともみ荘103号室
債務者　稲葉　利和
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９１９号
大阪市生野区新今里３丁目17番３号　アドバンス新今里502号
債務者　村井　義永
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３５３号
金沢市近岡町409―３　ステイツ・エム102号室
破産者　池田工業ＪＩＧＲＡ株式会社
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
静岡県浜松市浜北区横須賀694番地の１、前住所静岡県富士市浅間上町14番31号
破産者　白川　　環
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１５９号
静岡県富士市大淵4550番地の３
破産者　唐國　陽子
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６０号
静岡県富士市横割本町15番２号　宇佐美ビルＤ―２号、前住所静岡県富士市伝法1444番地の１
破産者　唐國　大助
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３９号
熊本県天草市牛深町2369番地１
破産者　松下　菊夫
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第４４号
熊本県天草市牛深町2365番地
破産者　有限会社松下商事
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１６３９号
岡山県久米郡美咲町柵原728―10　山荘やなはら内、前住所大阪府茨木市上穂積１丁目１番７―701号
破産者　西口　雅人
１　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
２　一般調査期日　平成25年３月11日午後１時30分
　平成25年１月10日
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８号
宮崎市和知川原１丁目61番地１　メゾン和知川原１階
破産者　歌津　久美
１　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
２　一般調査期日　平成25年３月22日午後２時15分
　平成25年１月11日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８４７０号
大阪府守口市東町２丁目13番11号、住民票上の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目８番１号
破産者　溝口企画こと　溝口　和志
１　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
２　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時30分
　平成25年１月10日
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９号
茨城県常陸大宮市中富町970番地の３
破産者　大高　早苗
１　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
２　一般調査期日　平成25年４月19日午前10時20分
　平成25年１月11日　　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８５号
埼玉県羽生市大字下手子林956番地20
破産者　藤田　光永
１　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
２　一般調査期日　平成25年３月21日午前11時
　平成25年１月11日
　　さいたま地方裁判所熊谷支部